

アナログ規制の見直しによる関係条例の整備

に関する意見を募集しています

市役所で行う手続きなどのデジタル化を可能とするために、「逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」、「公告式条例」及び「逗子市行政手続条例」を見直します。この3つの条例の見直し案について、皆様のご意見を広く募集します。

●募集期間

令和7年9月22日（月）～令和7年10月22日（水）（必着）

●閲覧場所

市ホームページ（URL） ページ番号：1013329

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/kohokocho/1006305/1006316/1012623/1013329.html>

市役所（総務課、デジタル推進課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）、福祉会館、子育て支援センター

※各施設の休館日等は閲覧できません。



←市ホームページはこちら

●意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて次の①～④の方法にて提出してください。

- ① 窓口 総務課総務係（逗子市役所3階）
- ② 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 総務課総務係 宛
- ③ ファクス 046-873-4520 ※「総務課宛」と記載してください。
- ④ Eメール soumu@city.zushi.lg.jp

※添付ファイル不可。メール本文に直接記載してください。

●その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんのでご了承ください。

●問合せ先

逗子市 総務部総務課（逗子市役所3階）

Tel：046-873-1111（内線346） Eメール：soumu@city.zushi.lg.jp